

る特別損失の補償に関する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律第二号の規定に基く損失の補償

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一通を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二百二十五条第一号及び第三号から第五号まで」を「第二百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

○閣議政府委員 たいま議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

場合に、土地等の使または収用をいたす例によりまして、これを使用し、または収用することができ得ることといふたし、その際特別措置法附則第二項の規定の例により土地等を一時使用いたします場合に於いての所要の読みかえをいたしております。

第二条は、国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等について規定を設けております。すなわち、国連協定の効力発生の際、国連軍が現に使用している水面を、同協定の効力発生の日の後、なお引続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要があり、アメリカ合衆国軍隊に水面を使用させるため、漁船の操業を制限または禁止し、かつこれによりこうむつた漁民の損失を補償することといたすことといたす等、国際連合の軍隊による施設の使用を円滑にするための措置を講ずる等の必要があり、今、今回日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案をここに提案いたすこととしたのであります。

本法律案の内容につきましましては、第一条は、さきに申し上げました国連協定の実施に伴う土地等の使用等についての規定でございます。すなわち、国連協定の効力発生の際、国際連合の軍隊が現に使用している土地等を、同協定の効力発生の日の後、なお引続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合には、内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定の例により、土地等を使用しまたは収用することができ得ることといたし、その際特別措置法附則第二項の規定の例により土地等を一時使用いたします場合に於いての所要の読みかえをいたしております。

障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用することとしたのであります。

次に附則第三項におきまして、調達庁設置法の改正を行わんとするものであります。すなわち国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償並びに国際連合の軍隊の行為による特別損失の補償等が調達庁の業務として附加されることとなりますので、同業務を調達庁の不動産部の所掌とするにとし、あわせてこれらの損失の補償について中央調達不動産審議会に諮問し得るように、所要の改正を加えたのであります。

最後に、附則第四項におきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の改正を行わんとするものであります。

これは前国会におきまして土地収用法にあつては制度の新たな規定が挿入されましたため、特別措置法で引用いたしました条文も改正されましたので、それに伴う改正をいたしたのであります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○久野委員長 これより本案に関しまして質疑に入りまします。質疑の申出があります。よつてこれを許します。鈴木善幸君。

○鈴木善幸委員 私は水産委員会で、本法案を予備審査いたしましたのでございしますが、水産委員会を代表いたしますし

て、主として第二条の国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に対する補償の問題につきましまして、質問をいたしたいと存じます。なお他の水産委員の諸君から、補足的に御質問があるかと存じますが、まず私からお尋ねしたい点は、この国際連合の軍隊が、適法に営業しておりますところの漁船、漁業者の海面の使用によりまして損失を与へた場合の補の問題でございますが、アメリカ軍との間の補償におきましては、大体において平和条約発効の日にかかはつて補償するように相なつておるものであります。二十七年の四月二十八日に平和条約が発効いたしましたから、七月の二十二日に施行規則が出ま

して、具体的には七月の二十六日から補償をされたのでございますけれども、その間におきまして、見舞金その他で措置されておりました、実質的にはアメリカ軍の水面使用につきましましては補償は、平和条約発効の日にかかはつて補償されるという建前に相なつておるのであります。

〔久野建設委員長退席、田中(角)建設委員長代理登壇〕

しかるに、本法律案におきましては、国連軍とのこの協定が成立をし、その効力の発生する以後においての漁業に對するところの損害の補償を与えようということでございます。平和条約発効の日から漁業者に与えて参りました損害、この間の損害につきまして、何らの措置が講ぜられないという結果にならうかと思つておりますが、この点についての当局の御見解をまず承りたいと存じます。

さいました、この法律が効力を発生する以前、實際上に操業の制限を受けた損害をどうするかという点は、重要な点でございます。われ／＼も慎重に考えたのでございますが、漁船の操業制限ということ自体が、さかのぼって制限するということを許しませんので、従いまして、法律上では、制限したものであるのに対して補償するということが、うたうことができませんでしたので、提案いたしましたような表現になつたわけでありすけれども、実際にそれ以前に制限を取った事実が存在することは、事実でございますので、それ以前の損害につきましては、この法律に表わされておると同じような方式、基準に基づきまして、行政措置として補償をいたす方針になつております。このことは、アメリカ合衆国軍隊のための漁船の操業制限に関する法律ができましたときに、二、三箇月のギャップを埋めましたと同じような措置になるわけでございます。ただ、期間が多少長いために、いささか目立つわけでございますが、漁業者各位の、実際の損害を補償するという意味におきましては、全然さしさわりのない、変化のない措置をとる方針でございます。

○鈴木善委員

ただいまの長官の御説明によりまして、政府は、この法律案の条項においては、このような表現はしておられるけれども、実際に漁業者が損失をこうむつておる場合には、行政措置として実質的に平和条約締結の日にかのぼつてこれを救済する措置をとる、それはアメリカ軍との協定と同様の措置を講ずる、こういう明快な御説明がございましたので、この点につ

いての私どもの杞憂は、はつきりこゝで解消したわけでありす。

次に、第二点として伺ひたい点は、附則の二項でございます。日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍、こういううぐあいに、アメリカ軍との間の当初の損失補償についてはなつておつたのでありますが、今回その附近に配備されたという点を削除されて「日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国内における国際連合の軍隊」といううぐあいにいたしましたわけでありまして、言葉をかえますと、それだけこの法律の適用の範囲が狭まりましたような感じを受けるのでございますが、これは実際問題として、どういふ具体的な影響、結果が生れて来るか。こうかえても、事実問題としては何ら変化がない、影響がないという御見解でこのように改められたのであります。その点をお伺ひしたい。

○山中政府委員

ただいま鈴木委員からの御質疑のございました「日本国内及びその附近に配備された陸軍、海軍又は空軍」という関係が、従来の特損法にはあつたのですが、このたびの改正案では、この「附近」をとつたわけでございます。それは、御質疑の内容にありますが、われ／＼としまし

ては、大体「イン・アンド・アウト・ジャパン」という「アウト」が非常に漠然としておりますが、現在まで駐留軍の配備あるいは配備されておる軍隊の行為につきましては、大体日本国内政府の統治権あるいは行政権の範囲のものを主としてやつておるわけでありす。従いまして、この「附近」ということが、大體行政権の及ぶその範囲

あるいはその範囲からごくわずかに出ておる、こういうものについての諸種の協定なり合意をやるわけでありす。従いまして、その行動あるいは損害というものが、日本国内において起るということが、大體現在までのあらゆる実績に現れておるものであります。將來もまた、国外にこういうものが配備されて国内に影響を及ぼすということとは、予見されないわけでありす。従いまして、実質上何ら違いがなく、また附近という点において、相当誤解を招くおそれがあるのじやないかということ、このたび「附近」を削除したわけでありす。

○鈴木善委員

漁業の場合におきましては、陸上の場合と違ひまして、若干の特異性があるわけでありす。ただいま不動産部長の御説明では、日本の行政権の及ぶ範囲、こういううぐあいに御説明がございましたが、水面の場合におきましては、おそらく不動産部長は距岸三海里の領海説をおとりになつて、こゝまでは日本政府の行政権が及ぶ、こういううぐあいに考えになつておるものと思つておられます。しかしながら、最近の兵器の発達、あるいはまた一面漁業の非常な進歩の面から見ましても、漁船は大型化され、近代化されまして、相当離れたところまで参つて操業いたしておるわけでありす。そこで、具体的に問題になりますのは、今般返還されました美大島と沖縄との間、あるいは北海道と千島方面といううぐあいに、非常に密着しておる、至近の距離で漁業の操業がなされておる海域におきましては、沖縄等におきましますところの砲撃あるいは爆撃等の演習、そういうような場合におき

○山中政府委員

まして、日本の漁船が奄美大島その周辺等におきまして操業いたします場合に、直接的に、具体的に、操業に対する適法な制限がなく、非常に危険を生じまして、制限はされなくとも、事実上そこに立ち入つて操業することができないので、漁業者が現実に損害をこうむる問題が出て来るわけでありす。そこで、やはり現行法通り、「その附近に配備された」といううぐあいの表現の方が、実際の漁業者を救済する面からいいますと適切である、私どもはこういうふうに見ておるわけでありす。それが今度の改正によつて、距岸三海里外は行政権が及ばない、従つて、行政権の及ばない所であるから法律上制限等の措置は講ぜられない、それがただ一方的に行われる、しかも発生した損害については、今回の改正によつて何らの措置も講じ得ない、こういうことでは、漁業者が非常に困るという結果が生ずるのではないかと、思つておられますが、その点について、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

ただいま鈴木委員の御質疑の中にもございましたように、漁船につきましても、御指摘のような被害につきましても、「附近」を入れておるわけでありす。これは御承知のように、漁船が三海里をとりましますか、十海里をとりましますか、私どもその点を非常に常識的に解釈しております。国際法とかその他の関係の非常にきつい意味における統治権、行政権を主張したわけではございませんが、それにいたしまして、問題が相当ありますので、漁船の操業制限につきましては、やはり「附

○鈴木善委員

近」を入れまして、たとえば御承知のようなアルファベット地区といううなもの、相当遠距離の所に演習場があるわけでありす。これは純粹の公海でございます。この地区に對しましては、一応政府がいたしまして指定をいたしまして、操業制限を適用して補償をやつております。従いまして、お話のうぐあいは、漁船の操業制限で全般的に行ける奄美大島と琉球の間、琉球は現在施設その他について、合意の上、われ／＼の提供する地区ではありませんが、あの境目のところでも、もし演習をやつておることになりますれば、われ／＼といたしましては、一応その海面を指定してやるべきでなからうか、こういうふうにかえております。従いまして、その場合には補償の規定が完全に適用できる、こういうふうにかえております。また全然われ／＼の予想しないようなところから来まして、部隊が無警告に演習するということがございましたら、個々具體的な問題で、判定上いろいろと手続がいろいろと思ひますが、われ／＼といたしましては、これは不法行為ということ、十八条関係で処理するというような体裁をとつております。

○鈴木善委員

ただいま漁船の操業制限については、やはり「附近」を考へて、これを操業制限の指定地区にいたして、それによつて救済するといふ御説明があつたわけでございますが、それは国連軍についても同様の措置をおとりになるわけでございますか。それからもう一点、先ほどの長官の御説明で、御趣旨はよくわかつたのでありますが、この協定が効力発生の日以前、平和条約締結の日までの間に現

奥に起つた損害についての補償は、技術的に見舞金のような包み金でやりになるつもりでありますか、そうでなく、やはりこの協定発効後に与えられる行政措置とまったく同様な措置を講ぜられる御意思でございますか、その点をお尋ねしたいと思います。

○福島政府委員 お答えを申し上げます。まずアメリカ関係の問題と国連関係の問題は、この法律が成立いたしましたならば、全然同一に扱れるということでございますので、国連軍協定の場合とアメリカ合衆国の関係の場合と、その点の差別はございません。

なお次の御質問にございまして、法律施行以前の事実上の損害に対して、平和条約発効の日までのかまのぼつていたします行政補償の措置は、この法律に定められた補償と同じ方式に従いまして金額その他を算定いたしました。厳密に申せば、その金の性質は、あるいは見舞金に近いかもしれません、算出したします方法は、この法律に規定したされた発効後の補償金の場合と全然同様でございます。

○鈴木(善)委員 くだいようでございますが、重ねてお尋ねをしたいと思うのであります。措置をされる政府の御方針は明確になりましたが、今度は損害補償を要求する漁業者の側から見ると、それはつきりした請求権として要求できるものであるか、一方の政府の恩恵として行われるものであるのか。そうでなく、国民の側から当然正当に要求すべき請求権としてこれを要求できるのか、その点を重ねてお伺いしたい。

○福島政府委員 お答えを申し上げます。厳格に申しまして、法律上の請求権ということには、なりかねると思ひます。御指摘の発効以前の行政措置による補償の問題でございますが、国民の側からいたしまして、これが厳格な意味での法律上の請求権にはならないと思ひます。しかしながら、政府がこれらの補償をいたしますことは、恩恵といつたようなものではないのでございまして、実際に損害がありましたものに對して、政府がその損害を払うということには、これは当然なことになるわけでございまして、法律の上から生ずる厳格な意味の請求権といふことにはなりかねると思ひますが、しかしながら、これもまた恩恵といふたちのものでないことも確かであろうと思ふのであります。

○淡谷委員 この法律をつくる根拠についてであります。今鈴木委員からいふ御質問がありまして、さかのぼつて、かなり無理をして補償しなければならぬ、この無理をしてさかのぼらなければならぬ期間に、一体国連軍がどういう根拠に基いてこれらの土地建物等を使用しておつたか、これをお伺いしたい。

○福島政府委員 今日まで国連軍がこれらの施設の提供を受け、もしくは漁船の操業の制限といったような関係の事実を生じておりますのは、一九五一年アメリカ合衆国との間に交換された公文、いわゆる吉田・アチソン公文と称するものがございまして、平和条約の効力の発生と同時に、日本国は国連連合が国連連合協章に従つてとなるにかなる行動に与えることを要求する同協章二条に掲げる義務を引取ることにな

ると述べられておられるところに基くわけでございまして。

○淡谷委員 そういたしますと、すでに国連軍がこういう施設あるいは土地などを使用ということがわかつておりましたならば、どうして平和条約発効後、同時にこの措置に出られなかつたのか。アメリカ軍が使用しておつたものだけは、曲なりにも不完全な補償が行われておりました。この間際といふのは、一体政府の不手ぎわによるものであるか、それともまた法的な欠陥があつたものか、お伺いしたい。

○福島政府委員 御承知の通り、国連軍協定というものがございまして、この協定に基いておりましたので、できまう協定ということになるわけでございまして、当然にこの法律の根拠が国連軍協定ということになるわけでございまして、私ももといたしましては、国連軍協定のできるのを待つておつたわけでございまして、国連軍協定の成立の時期の見通しについて、私もこれをただ、できる／＼といつて待つたという点につきましては、長くなりまして、その点は非常に遺憾であると考えております。

○淡谷委員 この法律案の内容を見ますと、ほとんど現在アメリカ軍との間に行われている関係と同じように扱われておりますが、現在アメリカ軍の使用しております土地、水面等に対する補償の方法は、これで完全だとお考えになつておりますか。この際金銭的にこの補償内容あるいは契約の仕方などというものを改める御意思があるかどうか、お尋ねしたい。

○福島政府委員 今日までやつて参りましたアメリカ関係並びに、今後これに国連関係も入るわけでございまして、われ／＼が担当いたしました補償をいたしております関係は、補償せられの方々から見れば、必ずしも十分ではないという点が多々あるのではないかとと思ひますけれども、私ももといたしましては、事務的に事情を十分に正確につかみ、公平と考えられます一定の基準に基いてやつておりますので、政府といたしましては、これらの関係を直すという考えは、今日のところ持っておりません。但し、現実の補償に伴う個々のケースその他等に基づきまして、事務的には改良を要すべき点等が起りせぬかという点で、さらに精密な検討を重ねて参りたいと考えております。

○淡谷委員 さらに伺いたします。アメリカ軍の使用につきましましては、平和条約発効後の切りかえに、事務上まことに遺憾な点がたくさんございまして、そのためにまだ解決を見ない事例も二、三あるようでございますが、この法律をつくるために、この前の契約の形があのアメリカ軍との間にかわされたと同じような方法をおとりになりますかどうか。端的に申し上げますと、契約を直すつもりか、あるいは既に成事実として黙つて使つてしまつてもりか、この一点でございまして。

○福島政府委員 国連軍関係の問題につきましましては、原則として新規の提供をいたさない方針でございます。アメリカ関係の切りかえのときよりは、問題ははるかに簡単でございます。すし、手配も完全に参ると考えております。なお、今後提供を受けます関係につきましましては、新たに契約を締結する方針でございます。

○淡谷委員 この第一条にもうたわれておりますように、特別措置法あるいは土地收用法等がはつきり出て参つておりますが、この契約更新にあたりまして、各地に事例があつたように、地元の人たちが拒否するにもかかわらず、政府が一存で押し行こうとしたような、そういう決意をやはり国連軍に對してもお持ちでございますか。

○福島政府委員 お答え申し上げます。今日まで提供を受けておりました関係を、今後引き続き提供していただくということになるわけでございまして、申し上げました通り、新規の提供は考えていないということでございます。で、今までの関係が、今後新たに契約を締結されるということになります。が、その間に、地元の方で提供せられた方々が、今度は提供しないというところになりますか、そういう事実上の事例にはまだ當つておりません。そういう関係が参生してはおりません。参生することが予想されてはおりません。で、確たる現実の必要として、そういう方針を考えたことはございせんけれども、法律にアメリカ関係の特別措置法をそのまま引いて参ることでありまして、強制的に使用するという関係があることはあるわけでございまして、けれども、私ももといたしましては、あくまで説得をいたしまして、できるだけ任意の契約によつて使用していただくというように、全力をあげて参りたいと思つております。新規の提供がございせんということ、並びに

件数も比較的少ないというような状態でございまして、具体的な事例としては、強制的に使用するということはないかと思はれます。ただ法律上の問題として、そういう規定があることだけは事実でございまして。

○淡谷委員 最後に一点お伺いいたしますが、水産委員会として、最近季ラインの問題とか、あるいはビキニ環礁の問題とか、漸次漁業操業が縮小されて参つております。従つて、今までございまして水面使用の場合の例を見ましても、契約以外の区域で行われたり、あるいは期間等につきましても、漁民との間に非常にトラブルが起つておる例がしばしばあります。この際さういふような実態にかんがみまして、もう少し漁船操業の禁止あるいは漁業権に関する措置というようなものを具体的ににお考え直していただけないかと思ふ。お伺いしたいと思ひます。

時間の点につきましても、断続使用するために、表面上は二時間か三時間の使用でございまして、操業に出ます漁船の方から申しますと、事実上一日だめになつておるといふ例がたびたびございまして。指定された区域外でも、たまたま落ちるといふ例もいふんございまして、どうせ新しい法律をおつくりになるのだから、もう一ぺんお考え直したくなる御意はございせんかどうか。

○福島政府委員 御指摘の通りの事態があつたことは、事実でございまして。従来までのアメリカ関係の操業制限その他に關連いたしまして、その使用

条件等が必ずしも明確でないとか、もしくは漁業者各位に徹底してないとか、もしくは地域外にたまたま落ちるとか、そういう事態が発生したことがあつたことは事実でございまして。その都度、われわれといたしましては、条件をはつきりさせること、並びに漁業の特殊性に基きまして、漁獲その他の關係で必ずしも時間通りに行かない場合では、アメリカ側に実態を見させた上で時間を譲らざるというような措置を講じて参りましたし、また区域外にたまたま落ちるといふような問題に對しては、これを抗議いたしまして、嚴重に對処いたしておるつもりであります。が、この國連軍協定に基きまして、新たな操業制限その他の法律がきまるわけではございせんけれども、告示その他の措置並びに國連側の話合ひによりまして、制限の条件その他を明確にすること、かつこれを漁業者各位に徹底させるという面につきましても、遺憾のない措置をとりたいと思ひます。

○鈴木(善)委員 大蔵省からお見えになりましたので、大蔵省當局にお尋ねをしておきたいと思ひます。先ほど調達庁長官の御説明によりまして、この法律の建前は、國連軍との協定の発効以後のことを規定しておるが、實際上の問題においては、平和条約発効の日にかのほつて同様の損失の補償を与えるということ、はつきり御説明になつておりますが、大蔵當局は、ただいまの長官の御説明とまったく同一の見解に立つて、平和条約発効の日にかのほつて補償することに完全に見解が一致しておりますかど

うか、これをお尋ねをしたいと思ひます。

それから第二の点は、今日までのアメリカ軍隊との補償の問題におきまして、しばしばあつたのであります。が、大蔵當局は、調達庁で算定をいたしましたものについて、一つ／＼のケースについて、大蔵當局でもこれに査定を加えるというやうなことで、損失補償の支払いがそのために非常に遅延をしておるといふ今日の経過でありました。が、予算にきめられた範囲でこれを調達庁に一任をして、そして事務を簡素化し、被害をこうむつた漁業者に迅速に支払いが行われるやうな措置を講じてもらいたいというものが、被害者側の強い要求でございまして。これに對して、今後どういふ御措置をとられるか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

○谷川説明員 お答え申し上げます。第一の点については、条約の規定及び法律によりまして、調和発効の日における補償関係の事項の規定がさかのぼるということに相なつておりますので、その中間において前とあとと差別するという考えはございせん。第二の点につきましては、今後ともできるだけ迅速に補償の事務が進捗いたしますように、なお一層私ども調達庁と協力して努力して行きたい、かように考えております。

○鈴木(善)委員 第一点についての御答弁は、もう少し明確にお聞きしたいのであります。この法律案がこままに成立をいたしますれば、先ほど申し上げましたように、法律上の当然の請求権として被害漁業者がその損害補償を政府に請求をするというところはでき

ないが、現実に被害をこうむつたものについて、政府が責任を持つて損失補償の責めに任ずる立場はとらなくてはいけない、こういうことでございまして、国民の側からいたしますと、法律上正当な請求権として要求できないというところに、このまゝの原案では、弱い点があるわけでありまして。しかしながら、政府の内部において、調達庁も大蔵省も、これは政府の責任において、法律にはそうでないけれども、平和条約発効の日にかのほつて損失補償をはつきりやるということに、御意見が一致されておるかどうか、この点を明確にもう一ぺんお尋ねしたいと思ひます。

○谷川説明員 お尋ねの点につきましては、大体その通り処理するつもりでございまして、ただ國連軍との關係も多少ございまして、方針においてはその通り処理したいと考えておりますが、その実行の面におきましては、さらに研究いたしたいと思ひます。と申しますのは、法律的な補償ということと、法律の根拠がない場合におきましては、すなわち見舞金という形で金を出さうかという点は、多少問題が残ると思ひますが、大体の方針といたしましては、前とあととを區別してやるということはいたさないうつもりでございまして。

○鈴木(善)委員 委員長もお聞きになつておりますように、調達庁長官と大蔵當局の御見解は、気持の上ではやや近いように思ひますが、實際問題の処理になりました場合に、意見がわかれるおそれがあるように、私ども不安をそこに若干残すものであります。そこで水産委員会といたしましては、よく

委員各位とも御相談をいたしまして、そして早急に建設委員長の手元に結論を申し出たい、こう考えておりますので、さう御了承願ひたいと思ひます。

○田中(角)委員長代理 これにて本連合審査会を終了するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○田中(角)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本連合審査会を終了いたしました。
この際水産委員会の委員諸君に申し上げます。本案に對する水産委員会としての総合的御意見がありましたら、できるだけおみやかに文書をもつて建設委員長までお申出くださるよう、念のため申し添えます。
本日はこれをもつて散會いたします。
午後零時一分散會

昭和二十九年五月二十五日印刷

昭和二十九年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局